



留学生指導教員のための

ガイドブック

三重大学留学生委員会

平成27年7月

目次

1. 留学生への支援体制について	
(1) チューター制度について	1
(2) 学内留学生指導・相談体制について	1
2. 留学生の修学支援体制について	
(1) 留学生の面談と在籍確認について	3
3. 留学生の生活指導について	
(1) 授業料免除・各種奨学金制度	3
(2) 住居について	5
(3) 子供の教育について	5
(4) アルバイト（資格外活動）のための手続き	5
(5) 在留期間の更新手続き	6
(6) 一時帰国・国外旅行のための手続き	6
(7) 宗教・思想・信条の尊重	6
4. 留学生がトラブルに巻き込まれたり、困ることがないようにするために	
(1) 各種保険の加入	7
(2) 学外活動への参加	7
5. 緊急時の連絡について	7

1. 留学生への支援体制について

(1) チューター制度について

新渡日の留学生に対し、大学入学後の最初の1年間のみ、学生のチューターが留学生の学習や学内生活を助ける制度のことです。チューターには、実施時間数に応じ、謝金が支払われます。チューターを必要とするかどうかについては、留学生と相談のうえ、決定して下さい。詳細については、留学生支援室からご案内します。スケジュールに従って、手続きをお願いします。

担当窓口：留学生支援室 総合研究棟Ⅱ 1F (231-9057)

(参考) 平成27年度予算

・正規留学生 (学部・大学院)	60,000円 / 通年
・非正規留学生 (学部・大学院)	50,000円 / 通年

*半期の場合は、半額

(2) 学内留学生指導・相談体制について

学内には、下記の相談体制があります。留学生から相談があった場合は、内容により、適宜、ご案内をお願いします。

① 留学生担当教員について

各学部には留学生担当教員が配置されています。留学生に関する相談については、下記の教員にご連絡ください。

- ・人文学部

早野 香代 (231-9123) (hayano@human.mie-u.ac.jp)

- ・教育学部

服部 明子 (231-9360) (hattori@edu.mie-u.ac.jp)

- ・医学部

戸田 雅昭 (231-5037) (t-masa@doc.medic.mie-u.ac.jp)

- ・工学部

高橋 裕 (231-9664) (tako@mach.mie-u.ac.jp)

- ・生物資源学部

柴田 敏行 (231-9568) (shibata@bio.mie-u.ac.jp)

②オフィス・アワーについて

国際交流センター教員が、それぞれの研究室でのオフィス・アワーを設けており、留学生は誰でも相談することができます。時間及び担当教員については、下記の国際交流センターHPでご確認ください。

<http://www.cie.mie-u.ac.jp/class/post-65.html>

③留学生支援室

留学生の学生生活の支援を行っています。

担当窓口：総合研究棟Ⅱ 1F (231-9057)

ryugaku@ab.mie-u.ac.jp

④学生なんでも相談室

学生生活を送る上で困ったことや、分からないことが起きた時に気軽に相談できるところです。相談内容の秘密は厳守されます。相談を希望する場合は、直接訪問するか、電話またはメールなどで連絡してください。

担当窓口：総合研究棟Ⅱ 1F (231-9783)

sodan@ab.mie-u.ac.jp

⑤保健管理センター

保健管理センターでは、心と体の健康について相談することができます。また、定期健康診断を必ず受けるようにご指導ください。定期健康診断の日時は、掲示および留学生メーリングリストなどで連絡します。

担当窓口：総合研究棟Ⅱ 1F (231-9068)

⑥各学部・研究科における学生指導・支援担当教員について

連絡先等は下記URLからご確認ください。

<http://www.mie-u.ac.jp/students/support/tutorial.html>

2. 留学生の修学支援体制について

(1) 留学生の面談と在籍確認について

法務省入国管理局の指導に基づき、研究生は週 10 時間以上の研究を、聴講生は週 10 時間以上（7コマ以上）の授業を履修しなければなりません。留学生と十分な面談を行い、適切な研究・履修指導をお願いします。聴講生については、国際交流センターの日本語の授業の聴講のみとならないよう、できるかぎり専門の授業も受講するようにご指導ください。また、面談シートにより半期に 1 回以上の面談の実施をお願いします。面談シートについては、所属の学務担当にご提出ください。

特に、研究生において、届け出のないまま 2 週間以上不登校となっている等の際には、学務担当及び留学生支援室に連絡のうえ、適切な対応をお願いします。

留学生支援室における在籍確認も月 1 回の実施を義務付けていますので、ご案内をお願いします。

3. 留学生の生活指導について

(1) 授業料免除・各種奨学金制度

① 授業料免除について

正規生のみ、経済的な理由、特別な事情による場合は、授業料免除申請が可能です。

担当窓口：学生サービスチーム授業料免除担当

総合研究棟Ⅱ 1F（231-9678）

② 大学院研究科に入学する私費外国人留学生の優遇制度について

大学間交流協定又は部局等間交流協定を締結している大学の出身者で、学業成績及び研究業績が特に優秀と認める私費外国人留学生については、入学料及び授業料の全額相当分が不徴収となる制度であり、対象研究科は、以下のとおりです。必要書類等の詳細については、各研究科の学務担当にご照会ください。

人文社会科学研究科 教育学研究科	修士課程
医学系研究科	博士課程
工学研究科 生物資源学研究科 地域イノベーション学研究科	博士後期課程

③各種奨学金について

概ね、在留資格が「留学」かつ、正規生の学生が対象となります。申請時に指導教員の推薦書が必要な場合がありますので、ご協力をお願いします。

・国費外国人留学生について

本学にて現在取り扱っている国費外国人留学生の種類は以下のとおりとなっています。

国外からの応募…在外公館を通じて応募する「大使館推薦」または日本の受入れ大学を通じて応募する「大学推薦」
国内からの応募…すでに日本で学ぶ留学生が国内の在籍学校を通じて応募する「国内採用」

	種類	募集時期	渡日（受給開始）時期	奨学金支給金額（H27年度現在）
大使館推薦	研究留学生	3～4月頃	翌年4月 または10月	143,000円～ 145,000円
	教員研修留学生	12月頃	翌年10月	143,000円
	学部留学生	3～4月頃	翌年4月	117,000円
	日本語・ 日本文化研修留学生	12月頃	翌年10月	117,000円
研究留学生	12月頃	143,000円～ 145,000円		
大学推薦	日本語・ 日本文化研修留学生	2月頃		117,000円
国内採用	研究留学生	10～ 11月頃	翌年4月	144,000円～ 145,000円

- ・（独）日本学生支援機構による学習奨励費について
各学部・研究科の学務担当を通じて募集を行います。

（参考）平成27年度 奨学金月額

（学部レベル・大学院レベルともに）48,000円

担当窓口：留学生支援室 総合研究棟Ⅱ 1F（231-9057）

- ・民間団体等の奨学金について

大学からの申請が必要な場合と、個人申請の場合があります。募集については、掲示等で案内します。

(2) 住居について

① 外国人留学生寄宿舍他について

三重大学には、留学生用の宿舎があります。原則として、4月入居（2月募集）、10月入居（8月募集）となります。但し、入居期間、入居者数が限られており、また、家族も配偶者のみ（留学生会館の5室）しか入居を認めていません。このため、全員の入居が難しい場合がありますが、そのような場合は、民間のアパート等を借りていただくこととなります。アパートは生協においても斡旋していますので、ご案内ください。

② 留学生住宅総合補償について

アパートを借りるときに留学生がこの制度を利用することにより、三重大学が保証人となることができます。

保険料（1年間で4,000円）を負担することとなりますが、保障については留学生が補償を受ける「海外旅行保険」と、保証人が補償を受ける「保証人補償基金」があります。留学生から保証人について相談がありましたら、ご案内ください。

担当窓口：留学生支援室 総合研究棟Ⅱ 1F（231-9057）

(3) 子供の教育について

① 保育所・幼稚園の利用について

利用を希望する場合は、各種手続きが必要となりますので、詳細については、下記にご照会ください。

- ・ 保育所の利用に関すること・・・津市健康福祉部子育て推進課
(229-3167)
- ・ 幼稚園の利用に関すること・・・津市教育委員会
事務局学校教育課（229-3391）

(4) アルバイト（資格外活動）のための手続き

留学ビザを持っている学生は、入国管理局から資格外活動の許可を得ることにより、1週28時間以内、（長期休業期間中は1日8時間以内）のアルバイトが可能です。なお、三重大学におけるチューター（前述）、TA、RA及び研究補助等のアルバイトについては、資格外活動許可は不要です。留学生からアルバイトの希望があった場合は、勉学に支障のない範囲で資格外活動許可を得たうえで行うよう、ご指導ください。また、資格外活動許可を取得した場合、アルバイトをする場合は、留学生支援室に届け出るようにご案内ください。但し、国費留学生の学外におけるアルバイトは、本学において認めていません。

(5) 在留期間の更新手続き

更新手続きは期間満了の3か月前から可能です。在留期間が切れる前に早めに更新手続きを行うようにご指導ください。

また、卒業、退学等によって留学生の受入れを終了する際は、適切な在留資格への変更手続きを行うようにご指導をお願いします。

担当窓口：留学生支援室 総合研究棟Ⅱ 1F (231-9057)

(6) 一時帰国・国外旅行のための手続き

留学生が一時出国する際には、指導教員の許可を得た「海外渡航届」を所属の学務担当へ提出することとなっています。また、三重大学の寄宿舍等に入居している留学生の場合は、別途「長期外泊・旅行・一時帰国届」を留学生支援室へ提出することとなっていますので、併せてご案内ください。

(7) 宗教・思想・信条の尊重

留学生の社会的・文化的背景は種々あります。宗教・思想・信条の自由についてご理解ください。

4. 留学生がトラブルに巻き込まれたり、困ることがないようにするために

(1) 各種保険の加入

①国民健康保険について

必ず、加入するようにご指導ください。

②学生教育研究災害傷害保険（略称：学研災）について

正課中、学校行事中、課外活動中、これらに伴う通学中等の事故において、学生が被った傷害に対し適用される保険のことです。学部によっては、加入を義務付けている場合があります。

③学研災付帯賠償責任保険（略称：学研賠又は付帯賠償）について

学研災の付帯保険として、上記活動中（一部除く）に学生が被った法律上の損害賠償責任（対人・対物）を対象とするものです。三重大学においては、学研災に加入する学生には、この保険の加入も義務付けています。

(2) 学外活動への参加

学外のイベント等へはあくまで個人の責任で参加することとなりますが、これらの中には予想しない内容、宗教勧誘、悪質なセールスが隠れていることもあります。怪しいと思ったら参加はせずに、参加する場合にもトラブルに巻き込まれないように十分注意するよう、ご指導ください。

個人情報についても安易に渡さないように注意喚起をお願いします。

5. 緊急時の連絡について

急病、大ケガのため、病院を受診したり、救急車を呼んだりした時、火事にあって消防車を呼んだりした時、犯罪や交通事故にあつて、警察を呼んだりした時は、必ず、指導教員及び留学生支援室（231-9688）に連絡するようにご指導ください。

時間外、土日、祝日及びその他大学が休業日の場合は、大学正門付近の守衛室（231-9649）に連絡するようにご指導ください。

危機事象情報 初動連絡体制

危機管理委員会
(2014. 3. 28)

